

仕 様 書

1 委託業務名

地域振興推進のための基礎調査業務委託

2 契約期間

契約の日 から 令和8年3月31日 まで

3 業務の目的

四日市市における自治会等（連合自治会、単位自治会、地区社会福祉協議会など）の持続的・安定的な運営に向けて、課題の整理や他の自治体における先進事例の収集・整理と、市内自治会等の活動事例の整理を行うことにより、地域振興推進の検討の基礎資料とすることを目的とする。

4 業務の内容

（１）市内各自治会等（連合自治会、単位自治会、地区社会福祉協議会など）への調査

① 下記の調査項目㉗～㉙を把握するための調査票を作成する。

【調査項目】 ㉗自治会等が行う地域活動の状況

㉘自治会等活動における課題

㉙自治会等運営における課題

【調査票】 A4両面1枚程度（選択式・記述式）及びデータ

なお、調査票は、委託者が配布及び回収を行う。

② 調査項目㉗について、地域別、団体別、分野別、事業別等に取りまとめる。

③ 調査項目㉘及び㉙について、地域別、団体別、分野別、事業別等に課題の抽出、考察等の整理を行う。

④ 調査項目㉗～㉙について、委託者と協議の上、必要に応じて自治会等へのヒアリング（3回程度）を実施するものとする。

（２）調査を受けた改善提案

上記の調査結果から、本市における財政支援、支援体制等の改善案及び自治会を含む地域活動団体の運営における改善案を提案する。

財政支援、支援体制等には、加入促進や担い手不足の解消、DX化、訴訟対応等など、自治会等地域活動団体が抱える課題解決に向けた支援を含む。

5 成果物の提出

受託者は、調査報告書等成果物をデータで提出するものとする。

※提出された成果物は、すべて市に帰属するものとする。

6 委託料の支払い

(1) 委託料は完了払いとする。

(2) 受託者は、委託業務完了届及び調査報告書等成果物を提出し、委託者が検査した後、本業務に係る委託料を請求するものとする。

(3) 委託者は、(2)の規定による請求があったときは、履行確認の後、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

7 その他

(1) 本業務の遂行にあたっては、市民生活課との連絡を密にするように努め、必要に応じ十分な協議を行い、本業務が効果的に進められるよう留意すること。

(2) 調査票及び報告書の作成にあたっては、事前に市民生活課と協議を行うこと。

(3) 集計済の調査票については、管理に万全を期すとともに、業務完了後速やかに委託者に返却すること。

(4) プロポーザルにおける提案書の内容を本契約に含むこと。

(5) 仕様書に記載のない事項については、別途、市民生活課と協議を行うこと。

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（1）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

（2）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（3）(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

（1）この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

（2）(1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記 1 に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。